

4 重複障害者の教育課程編成

① 重複障害者の教育課程編成上の特例等

重複障害のある児童生徒とひとことで言っても、前述したように運動障害、感覚障害、知的障害、行動障害などが複雑に絡み合い、一人ひとりの障害の程度や状態は異なっています。

そこで、重複障害のある児童生徒の教育課程を編成するときには、重複障害者等に関する特例を考慮して教育課程を編成することができます。重複障害者等の特例には、法令（学校教育法施行規則）上に規定されているものと、学習指導要領に示されているものがあります。

(ア) 法令上で規定されている特例

学校教育法施行規則では、重複障害者のことを、当該学校に就学することとなった心身の故障以外に他の心身の故障を併せ有する児童もしくは生徒を教育する場合（第73条の12の第1項）とみなしており、その中で規定されている特例には、以下のものがあります。

- ・合科的な授業に関する特例（第73条の11第1項）
- ・領域を合わせた授業に関する特例（第73条の11第2項）
- ・特別の教育課程に関する特例（第73条の12第1項）
- ・教育課程の改善のための研究に関する特例（第73条の13）

具体的には、以下の内容です。

「合科的な授業に関する特例」では、重複障害者の授業について、各教科又は各教科に属する科目の全部又は一部について、特に必要がある場合は、合わせて授業を行うことができるとしています。

「領域を合わせた授業に関する特例」では、養護学校（小学部・中学部・高等部）で知的障害者

を教育する場合と盲学校、聾学校、養護学校（以下、盲・聾・養護学校）の小学部、中学部、高等部（以下、小・中・高）で、重複障害者を教育する場合には、各教科、道徳、特別活動及び自立活動の全部又は一部について合わせて授業を行うことができるとしています。

「特別の教育課程に関する特例」では、盲・聾・養護学校（小・中・高）で、重複障害者を教育する場合と教員を派遣して教育を行う場合に特別の教育課程によることができるとしています。

「教育課程改善のための研究に関する特例」では、盲・聾・養護学校（小・中・高）の教育課程に関し、その改善に資する研究を行うため特に必要があり、児童又は生徒の教育上適切な配慮がなされていると文部科学大臣が認める場合には、学校教育法施行規則や学習指導要領に定められている規定によらずに教育課程を編成し、実施することができるとしています。

(イ) 学習指導要領上で示されている特例

学習指導要領では、重複障害者等に関する特例として、

- ・学習が困難な児童生徒に関する特例（小・中第1章第2節第5の1、高第1章第2節第6款の1）
- ・重複障害者に関する特例（小・中第1章第2節第5の2、高第1章第2節第6款の2）
- ・訪問教育に関する特例（小・中第1章第2節第5の3、高第1章第2節第6款の3）
- ・療養中及び訪問教育の通信により教育を行う場合の特例（高第1章第2節第6款の4）

が示されています。

「学習が困難な児童生徒に関する特例」では、障害の状態により、例えば、当該学年の各教科の学習が困難な児童生徒に対し、その実態に応じ

て、弾力的な教育課程を編成することができることが示されています。具体的には、以下の4項目です。

(1) 各教科の目標及び内容に関する事項の一部を取り扱わないことができること。

ここでは、例えば、肢体不自由のある児童生徒について、「体育」の内容のうち器械運動などの学習の一部が困難または不可能な場合、当該児童生徒にこの内容を履修させなくともよいという趣旨です。

(2) 各教科の各学年の目標及び内容の全部又は一部を、当該学年の前各学年の目標及び内容の全部又は一部によって、替えることができること。

ここでは、例えば、小学部6年生の児童生徒の場合は、小学部5年生以下の学年を指し、「社会」や「理科」の目標及び内容を「生活」の目標及び内容に替えて指導することも可能であるということです。

(3) 中学部の各教科の目標及び内容に関する事項の全部又は一部を、当該各教科に相当する小学部の各教科の目標及び内容に関する事項の全部又は一部によって、替えることができること。

ここでは、中学部の生徒に対して、その実態に応じて小学部の各教科の指導が行えることを示しています。したがって、中学部の「数学」の目標及び内容に関する事項を、小学部の「算数」の目標及び内容に関する事項に替えることができます。

(4) 幼稚部教育要領に示す各領域のねらい及び内容の一部を取り入れることができること。

ここでは、小学部の児童又は中学部の生徒に対し、特に必要がある場合は、幼稚部教育要領に示す各教科のねらい及び内容の一部を取り入れることができることとしています。

なお、これらの規定は、重複障害者のみの特例ではないことに留意する必要があります。

「**重複障害者に関する特例**」では、重複障害者のことを、当該学校に就学することとなった障害以外に他の障害を併せ有する児童又は生徒（盲学校、聾学校及び養護学校小学部・中学部学習指導要領第1章第2節第5の2、高等部学習指導要領

第1章第2節第4款3（2））としています。その上で、以下の項目が示されています。

- (1) 知的障害を併せ有する児童生徒の場合
- (2) 重複障害者のうち、学習が著しく困難な児童生徒の場合

具体的には、以下の通りです。

「**知的障害を併せ有する児童生徒の場合**」には、

○盲学校、聾学校及び肢体不自由者又は病弱者を教育する養護学校（小・中・高）の各教科や各教科・科目を、知的障害者を教育する養護学校の各教科によって替えることができると示されています。

○盲学校、聾学校及び肢体不自由者又は病弱者を教育する養護学校（小・中・高）の各教科、各教科・科目の目標及び内容に関する事項の一部を、知的障害者を教育する養護学校の各教科の目標及び内容の一部によって替えることができると示されています。

「**重複障害者のうち、学習が著しく困難な場合**」では、

○各教科・科目、特別活動、道徳の目標及び内容に関する事項の一部を取り扱わず、自立活動を主として指導を行なうことができると示されています。

○各教科の目標及び内容の全部又は総合的な学習の時間に替えて、主として自立活動の指導を行なうこともできると示されています。

なお、道徳、特別活動については、その目標及び内容の全部を替えることができないことに留意する必要があります。

「**訪問教育に関する特例**」では、

○「**学習が困難な児童生徒に関する特例**」又は「**重複障害者に関する特例**」に示す教育課程編成上の特例によることができると示されています。

○高等部において、校長は、生徒の学習の成果に基づき、高等部の全課程の修了を認定することができるが示されています。

「**療養中及び訪問教育の通信により教育を行う場合の特例**」では、

○高等部で、療養中の生徒や障害のため通学して教育を受けることが困難な生徒について、各教

科・科目の一部を通信により教育を行う場合の1単位当たりの添削指導及び面接指導の回数等（知的障害者を教育する養護学校においては、通信により教育を行うこととなった各教科の一部の授業時数に相当する添削指導及び面接指導の回数等）については、生徒の実態に応じて適切に定めるものとする示されています。

（ウ）重複障害者等の授業時数について

重複障害者や療養中の児童生徒、訪問教育を受けている児童生徒についての授業時数は、いずれも小・中学校に「準ずる」というのではなく、特に必要があるときは、各学校で実情に応じた授業時数を適切に定めることができます。

この場合は、児童生徒の実態を的確に把握し、医療上の規則や生活上の規則等も考慮して、どのような教育課程を編成するのが最も望ましいのか

について総合的に検討する必要があります。

このように、重複障害者の教育課程を編成するときには、法令上や学習指導要領上の「特例」を考慮することができます。しかし、ここでは、通常の教育課程を最初に考えたうえでの、あくまでも「特例」を示しています。重複障害者の教育課程の編成は、最初から「特例」を利用するというわけではありません。重複障害のある児童生徒が各教科を学習することはもちろん可能です。児童生徒の障害の状態に応じた適切な教育課程を編成するよう心がける必要があります。

同様に、重複障害者のうち、著しく学習が困難な場合に「自立活動を主として指導を行うことができる」と示されていますが、児童生徒の実態を考慮せずに、「すべて自立活動の指導のみ行う」に置き換えてしまうことのないように注意しましょう。（大崎博史）